令和７年度綾瀬市災害廃棄物処理計画改定等業務委託　仕様書

第１章　総　則

（適用範囲）

第１条　本仕様書は、綾瀬市（以下「発注者」という。）が受託者（以下「受注者」という。）に委託する令和７年度綾瀬市災害廃棄物処理計画改定等業務委託（以下「本業務」という。）に適用する。

（目的）

第２条　令和３年２月に綾瀬市災害廃棄物処理計画を策定以降、全国各地で地震や大雨・台風等による大規模自然災害が多発している。大規模災害時には、大量の災害廃棄物が発生するほか、通常のごみについても平時の収集・処理を行うことが困難となることが想定される。

本業務では、そのような災害発生後の生活環境の保全及び公衆衛生上の支障を防止し、復旧、復興の妨げとなる災害廃棄物を適正かつ円滑、迅速に処理することをより実効性がある計画にするため、本計画の見直しをすることを目的とする。

（本業務の従事者）

第３条　環境分野やごみ減量化の企画・立案・コンサル業務に直接従事した経験があるものを本業務の従事者とする。

（協議）

第４条　受注者は、本業務の趣旨を十分理解し、発注者と協議を密にし、目的達成に努めるものとする。なお、受注者は、打合せ協議の都度、その内容に関する協議結果の記録を発注者に提出するものとする。

（損害賠償）

第５条　本業務の遂行中に第三者に与えた損害及び第三者により受けた損害については、すべて受注者の責任において処理解決し、発注者に報告するものとする。

（秘密の保持）

第６条　受注者は、本業務の遂行上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。本業務終了後も同様とする。

（成果品の帰属）

第７条　本業務の成果品のすべては、発注者に帰属するものであり、受注者は発注者の許可なく他に使用、公表、複製、貸与してはならない。

（契約不適合責任）

第８条　発注者は、引き渡された目的物が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないものであるときは、受注者に対し、契約不適合の補正を請求することができる。

（履行期間及び納入場所）

第９条　本業務の履行期間及び成果品の納入場所は、次のとおりとする。

(1) 履行期間　契約締結日の翌日から令和８年２月２７日まで

(2) 成果品の納入場所　綾瀬市役所リサイクルプラザ

（完成検査等）
第１０条　発注者は、綾瀬市契約規則による完成検査を実施するものとする。発注者が要求する品質に達していない場合には、受注者は必要な修正を行い、要求品質に達するまで、修正を行うこととする。
（委託料の支払い）
第１１条　受注者は完成検査の完了後、市の指定する方法で請求し、市は受注者から適正な請求を受けた日から３０日以内に支払うものとする。
（個人情報の保護）
第１２条　受注者及び従事者は、本業務を処理するために個人情報を取り扱う場合は、綾瀬市個人情報保護条例を遵守しなければならない。
（綾瀬市環境マネジメントシステム）
第１３条　発注者は、綾瀬市環境マネジメントシステムを運用しており、受注者は、当該マネジメントシステムに基づく発注者の指示に沿って本業務を履行するものとする。
（疑義の決定）
第１４条　本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合、又は本仕様書に定めのない事項は、発注者、受注者協議のうえ決定するものとする。
（その他）
第１５条　受注者は、最低賃金法に定める趣旨を遵守すること。

第２章　業務内容

（作業内容）
第１６条　本業務の作業内容は、次のとおりとする。

１　綾瀬市災害廃棄物処理計画策定（改定）

基礎資料等の収集・整理の結果を踏まえて、現行計画において定めた災害廃棄物の処理に関する基本的事項その他必要な事項について見直しを行う。

策定（改定）項目及び目次構成は現行計画を踏まえ、綾瀬市地域防災計画と災害廃棄物処理対策業務マニュアルと整合したものとする。

(1) 災害廃棄物発生量の把握
(2) 仮置場候補地の調査・選定
(3) 災害廃棄物処理体制の検討
(4) その他

２　災害廃棄物処理対策業務マニュアルの策定

本マニュアルは、災害廃棄物処理の具体的な対応等を定め、平時から備えることにより、発災時には通常の一般廃棄物の処理を継続的に実施しつつ、併せて災害廃棄物の円滑かつ迅速な処理を行い、もって被災地域における公衆衛生の確保、生活環境の保全及び円滑な復旧・復興に資するものとする。

３　打合せ協議及び協議結果報告書の作成と提出

本業務遂行にあたり、発注者との協議を必要な回数実施し、目的達成に努めるものとする。また、受注者は、打合せ協議の都度、その内容に関する議事録を作成し、提出するものとする。

４　その他業務の目的達成に必要な事項の整理

５　廃棄物処理施設等現況調査及び災害対応訓練の提案

現行計画の見直しに必要な市域における廃棄物処理施設の設置状況及び災害廃棄物の受入能力を確認するとともに、仮置場候補地を選定し、仮置場の設営について地理地形条件、土地利用、電気や上下水道等のインフラ整備状況、アクセス道路状況、その他必要な事項を確認・整理する。

また、仮置場内の配置や動線、搬出先の選定、搬出入車両の経路、仮置場の管理運営手法、広報資材（受入案内）及びその他の課題等への対処について確認する仮置場の設置訓練（実地訓練）の実施について提案するものとする。

６　パブリックコメント実施

改定された計画案を市民に公表するため、ホームページ及び広報誌に掲載させるための掲載案をそれぞれＡ４版資料としてまとめる。さらに公表された計画案に対して、提出された市民等の意見をとりまとめるとともに、回答案をそれぞれＡ４版資料としてまとめる。

（成果品及び報告書の作成）

第１７条　前条までを含む本業務における成果品は、次のとおりとする。

(1)綾瀬市災害廃棄物処理計画策定（改定）及び災害廃棄物処理対策業務マニュアルの電子媒体（ＰＤＦ版・ワード(またはエクセル)版）

(2)協議結果報告書（ＰＤＦ版）

(3)発注者、受注者協議のうえ必要な項目は、ＣＤ等記憶媒体に保存し、発注者、受注者それぞれ保有するものとする。

（データの保管）

第１８条　本計画や協議結果報告書のデータの保管方法及び媒体形式は、災害、人為的過失等による破壊、破損等を防止するため「正」を発注者で保管し、「副」を受注者で保管するものとする。